

○玄海町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成18年3月22日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、玄海町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年玄海町条例第2号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公募における明示事項)

第2条 条例第2条に規定する公募には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 施設の名称及び概要
- (2) 申請資格
- (3) 申請受付期間
- (4) 条例第3条各号に掲げる書類の内容
- (5) 選定の基準
- (6) 管理の基準
- (7) 業務の範囲及び具体的内容
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定の期間」という。)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が指定する事項

(指定申請書等)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、指定申請書(様式第1号)とする。

2 前項の指定申請書には、別に定めがあるものを除き、条例第3条第1号に規定する事業計画書(様式第2号)及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに準ずる書類
- (2) 当該法人その他団体(以下「団体」という。)の登記簿謄本
- (3) 申請団体の指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに過去3年度分の収支決算書、事業報告書及び財産目録
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(指定管理者選定委員会)

第4条 指定管理者の選定を公正かつ的確に行うため、玄海町指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

(選定結果の通知)

第5条 町長は、条例第5条の規定による選定を行ったときは、その結果を速やかに申請団体に通知するものとする。

- 2 町長は、条例第5条の規定により指定管理者の候補者を選定した場合において、当該候補者として選定しなかった団体があるときは、当該団体に対し指定管理者の指定をしない旨を通知するものとする。

(指定等の通知)

第6条 町長は、条例第6条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、指定した団体に対し指定書(様式第3号)により指定管理者の指定をする旨を通知するものとする。

- 2 町長は、条例第10条の規定による指定の取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、指定管理者に対し、指定管理者指定取消(指定停止)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(協定で定める事項)

第7条 条例第7条に規定する協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 利用の許可等に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (6) 町が支払うべき管理費用に関する事項
- (7) 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- (8) 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める事項

(事業報告書の記載事項)

第8条 条例第8条に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 指定管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入実績
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める事項

(告示する事項)

第9条 条例第14条の規定により指定管理者の指定をした場合において告示する事項は、

次のとおりとする。

- (1) 指定をした日
- (2) 管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 指定を受けた団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 指定の期間

2 条例第14条の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定を取り消した日
- (2) 指定を取り消された団体が管理を行っていた公の施設の名称
- (3) 指定を取り消された団体の名称及び事務所の所在地

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例施行規則(平成15年玄海町規則第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(玄海町特別養護老人ホーム設置条例施行規則の一部改正)

第3条 玄海町特別養護老人ホーム設置条例施行規則(平成16年玄海町規則第13号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

様式第1号(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

玄海町長

様

申請者 事務所等の所在地

法人・団体名

代表者職氏名

印

次の施設の管理について、指定管理者の指定を受けたく関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は事実と相違せず、玄海町指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

1 施設の名称

2 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 定款、寄附行為その他これらに準ずる書類
- (3) 当該法人その他団体の登記簿謄本
- (4) 指定の申請の日の属する事業年度における団体等の収支予算書及び事業計画書並びに過去3年度分の収支決算書、事業報告書及び財産目録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

事業計画書

1 基本的事項

施設名			
団体名			
代表者			
団体所在地			
設立年月日	年 月 日	従業員数	
電話番号		FAX番号	
団体の主たる業務内容			
団体の経営方針			
施設の管理を希望する理由			
その他			

2 管理運営を行うに当たっての経営方針について

--

3 施設の管理について

(1) 職員の配置及び採用について(指揮命令系統がわかる組織図含む)

(2) 職員の研修計画

4 施設の運営について

(1) 年間の自主事業計画

(2) サービスを向上させるための方策

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

(5) その他(地域活動への参加、他施設との連携等)

5 個人情報の保護措置について

6 緊急時対策について

(1) 防犯、防災対策について

(2) その他緊急時の対応について

様式第3号(第6条関係)

玄海町公の施設に係る指定管理者指定書

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名 様

玄海町長 印

年 月 日付けで申請のあった玄海町の公の施設に係る指定管理者の指定については、玄海町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定する。

1 指定管理者として指定する公の施設の名称

2 指定管理者となる法人又は団体の名称

3 指定管理者として指定する期間 年 月 日から
年 月 日まで

様式第4号(第6条関係)

玄海町公の施設に係る指定管理者指定取消(指定停止)通知書

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

様

玄海町長

印

玄海町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条の規定により、下記のとおり指定の取消し(管理業務の全部の停止・管理業務の一部の停止)を命ずる。

記

1 公の施設の名称

2 処分の内容 指定の取消し・管理業務の全部の停止・管理業務の一部の停止

3 処分の命令日 年 月 日

4 管理業務の停止の場合の期間 年 月 日から
年 月 日まで

5 管理業務の一部停止の場合の業務範囲

6 処分の理由